別表六(十四)
「14」又は「28」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

別表六(十四)　令七・四・一以後終了事業年度分

一般試験研究費の額及び中小企業者等の試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算

過去適用事業年度等	試験研究費基準額	法人税額基準額	非特定欠損金調整取戻税額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「18の計」)	調整税額控除可能額((1)と((2)－(3))のうち少ない金額)(マイナスの場合は0)	税額控除超過額の合計額(当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「17の計」)	既取戻税額控除超過額 (3)＋(5)
	1	2	3	4	5	6
・　・ ・　・	円	円	円	円	円	円
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						

過去適用事業年度等	既控除対象額(前期以前の(10)の合計)	調整対象金額 (4)＋(6)－(7)(マイナスの場合は0)	当初申告税額控除可能額(当該過去適用事業年度等の当初申告の(別表六(九)付表「24」又は別表六(十)付表「21」))	控除対象額((6)と((8)－(9))のうち少ない金額)(マイナスの場合は0)	控除分配割合	個別控除対象額 (10)×(11)
	7	8	9	10	11	12
・　・ ・　・	円	円	円	円	――	円
・　・ ・　・					――	
・　・ ・　・					――	
・　・ ・　・					――	
・　・ ・　・					――	
計						

調整前法人税額(別表一「2」)－(28)	13	円	法人税額の特別控除額((12の計)と(13)のうち少ない金額)	14	円

特別試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算

過去適用事業年度等	試験研究費基準額	法人税額基準額	非特定欠損金調整取戻税額の合計額	調整税額控除可能額((15)と((16)－(17))	税額控除超過額の合計額	既取戻税額控除超過額
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						

過去適用事業年度等	既控除対象額	調整対象金額	当初申告税額控除可能額	控除対象額		個別控除対象額
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・						
・　・ ・　・					――	
計						

調整前法人税額(別表一「2」)	27	円	法人税額の特別控除額((26の計)と(27)のうち少ない金額)	28	円

「14」欄

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除（個別控除対象額が一般試験研究費の額及び中小企業者等の試験研究費の額に係るものである場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の４第13項」
② 「区分番号」欄：「00675」
③ 「適用額」欄：「14」欄の金額

「28」欄

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除（個別控除対象額が特別試験研究費の額に係るものである場合）を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の４第18項において準用する第42条の４第13項」
② 「区分番号」欄：「00676」
③ 「適用額」欄：「28」欄の金額